

令和5年度都市木造建築物設計支援事業 を実施する者に対する補助事業の公募についての公示

令和5年3月8日

国土交通省住宅局長 塩見 英之

※本公募は、令和5年度予算によるものであり、令和5年度予算成立が事業実施の前提となります。

この度、都市木造建築物設計支援事業を実施する者に対する補助事業の公募を開始しますのでお知らせします。

本事業は、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を行うことにより、非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図ることを目的とするものです。

1 補助対象事業の内容

都市木造建築物設計者の育成

都市木造建築物の設計に資する講習（受講者が全国から広く参加出来る形式であって、受講者を事業者の所属会員等に限定せず、かつ、地域における都市木造建築物プロジェクトの実施に向けた関連事業者（川中及び川下）との連携体制構築に資するものに限る。）に関する取組。

2 事業期間

令和5年4月下旬～令和6年3月31日（予定）

3 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全てを満たす事業者であることを要件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

4 説明書の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

令和5年3月8日(水)10時から令和5年3月22日(水)18時まで

(2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 若井

電話 03-5253-8111(代) (内線、39455)

電子メール hqt-mokuzou@gxb.mlit.go.jp

(3) 方法

上記担当部局にて原則として電子媒体をもって配布する。

説明書の交付を希望する場合は、予め(2)の担当まで事前連絡を行うこと。

5 提案書等の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和5年3月22日(水)18時まで(必着)

(2) 場所

4(2)の担当部局

(3) 方法

- ・郵送（書留郵便に限る。）の場合は原則A4サイズとし2部、電子メールの場合は1部。（電子メールの場合には着信を確認すること。）
- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること（これ以外での提出は無効）。ただし、別記様式Aは押印したものを別途郵送すること。
「Microsoft Word2003～」 「Microsoft Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」
- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

※ 応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話又は電子メール）にて受け付ける（来訪等による問い合わせには対応しない）。

6 審査・採択方法

提出された提案書等について、書類審査等による評価を行い、一定の評価を得た提案書等を提出した者を当該事業に係る令和5年度予算の範囲内で採択する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は4(2)に同じ。
- (3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書等を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書等による。